漁業信用保証制度と全国漁業信用基金協会の経営理念

漁業信用保証制度は「浜の漁業」を支えています。

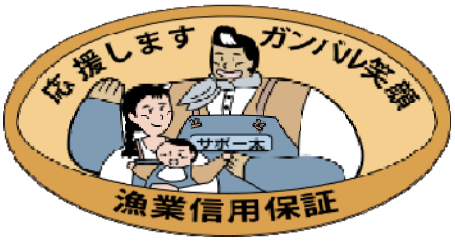

全国漁業信用基金協会は、中小漁業者等の皆様の漁業経営等に必要な資金の借入れが円滑にできるよう支援いたします。

当協会の設立目的は、定款第１条に「中小漁業融資保証法に基づき、金融機関の中小漁業者等に対する貸付け等についてその債務を保証することを主たる業務とし、もって中小漁業者等が必要とする資金を円滑にし、中小漁業の振興を図ることを目的とする」と規定されています。

全国漁業信用基金協会の経営理念

私たちは、中小漁業者等の信用力を補完し、経営に必要な資金の融通を円滑にすることにより、水産業の振興を図るとともに、漁村地域の発展に寄与して参ります。